

エコエリアやまがた環境規範

～「自然と共生する農業-やまがた」を目指した農業環境規範～

家畜の飼養・生産編



農業環境規範とは

本県では、最上川をはじめとする豊かな自然環境と共生する農業を広めていくため、「全県エコエリア構想」を推進しています。

この規範は、国が定めた基本的な取組に加え、本構想の趣旨に即して、環境に優しい農業生産活動を行っていく上での基本的なポイントを整理したもので、農業者の皆さんが営農活動を自己点検する際に使用していただくものです。

全県エコエリア構想

畜産たい肥等の有機性資源を活用した土づくりを行いながら、化学肥料や化学合成農薬を2、3割以上減らした農産物の生産を県内すべての地域で取り組む構想

山形県農林水産部エコ農業推進課

〒990-8570

山形県山形市松波二丁目8番1号 TEL 023-630-2408

FAX 023-630-2456

<http://www.agrin.jp/>

環境と調和した家畜の飼養・生産～6つのポイント～

1 家畜排せつ物法の遵守

- (1) 一定規模以上の家畜を飼養する畜産農家や事業者は、家畜排せつ物法に基づく管理基準に従い、家畜排せつ物を適正に管理することが必要です。
- (2) 管理基準の適用を受けない場合でも環境に配慮した方法により、家畜排せつ物の適正な管理に努めましょう。

取組例

- (1) 家畜排せつ物法に基づく管理基準の適用対象規模に該当する場合、管理基準に適合した家畜排せつ物の管理を行う。
---管理基準の適用対象規模---
牛： 10頭以上 豚：100頭以上
鶏：2,000羽以上 馬： 10頭以上
- (2) 飼養規模が管理基準の適用対象規模未満の場合であっても、管理基準に準じた方法による家畜排せつ物の管理に努める。

2 悪臭・害虫の発生防止・低減

家畜ふん尿を畜舎から早期に搬出した
り、清掃を行ったりして、悪臭や害虫の
発生を防止・低減する取り組みを励行し
ましょう。

取組例

畜舎等におけるふん尿の早期搬出や清掃に努め
る。
また、家畜排せつ物の処理・保管用施設におい
て、処理容量に応じた施設の稼働や施設内外の清
掃に努める。

3 家畜排せつ物の利活用の推進

- (1) たい肥化や液肥化等を行い、作物生
産への利用の推進に努めましょう。
これが困難な場合には、炭化、焼却、
汚水浄化、委託処分等による適切な処
理に努めましょう。
- (2) たい肥化に当たっては、もみ殻等
を利用しながら適切に処理し、品質の向
上に努めましょう。

取組例

- (1) 家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理
を行い、畜産農家自らが土づくり等に利用するほ
か、耕種農家に譲渡（無償・有償を問わない。）
し、作物生産への利用の推進に努める。
- (2) 家畜排せつ物のたい肥化に当たって、耕種農家か
ら供給されるもみ殻等を敷料や水分調整材として
利用し、適切な発酵処理を行い、品質の向上に努
める。



備考

- (1) 又は()書きのないものは国が定める規範の内容。
- (2) は山形県独自の内容として追加したものです。

4 環境関連法令への適切な対応

- (1) 使用済みプラスチック等の廃棄物を処理したり、臭気及び排水を経営体外に排出する場合は、関係法令に基づいて適正に行いましょう。
- (2) 使用済みプラスチックの排出抑制に努めるとともに、リサイクルに向けた分別を徹底しましょう。

取組例

- (1) 使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処分、保管する。
臭気や排水を経営体外に排出する場合は、悪臭防止法や水質汚濁防止法に基づき適正に行う。
- (2) ラップフィルムなどの農業用使用済みプラスチックを搬出する際、ビニールとポリエチレン、P O (ポリオレフィン) 等の分別を徹底する。

5 エネルギーの節減

加温施設、農業機械の使用にあたっては、点検整備や補修、適切な温度管理などエネルギーの節減に努めましょう。

取組例

機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修を行う。
必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。
機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。
電力消費に際して不要な照明の消灯を行う。

6 新たな知見・情報の収集

普及指導機関、JA等が発信する情報誌、パンフレットなどにより、家畜の飼養・生産に伴う環境への影響などに関する情報を収集しましょう。

取組例

県、市町村、JA等が発信する情報誌・パンフレット・チラシ、専門紙又は書籍などを通じ、家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や情報を入手する。
家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や技術に関する講演、研修会等に参加する。

農業生産活動の自己点検は、裏面の点検シートをコピーするか、県の農業情報サイト「あぐりん (<http://www.agrin.jp/>)」から点検シートをダウンロードするなどして、毎年行いましょう。

国や県では、この農業環境規範の実践者に対して各種事業等を講じていくことにしています。事業等の実施にあたり点検シートの提出を求められる場合がありますので、点検シートは大切に保管してください。

エコエリアやまがた環境規範 点検シート (家畜の飼養・生産)

【点検の方法】

毎年、各項目について、過去1年間の実行状況を点検します。

点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、作目ごとに点検する必要はありません。)

点検は、前ページの「取組例」を参考に農業者自らがいき、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か 印を付します。

該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。

作成した点検シートは、次回の点検まで保存します。

チェック欄

家畜排せつ物法の遵守		<input type="checkbox"/>
1	(1) 家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)を遵守する。 (2) 家畜排せつ物法に基づく管理基準の適用対象規模に該当しない場合においても、家畜排せつ物法の趣旨を踏まえ、環境に配慮した方法による家畜排せつ物の管理に努める。	
悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行		<input type="checkbox"/>
2	家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。	
家畜排せつ物の利活用の推進		<input type="checkbox"/>
3	(1) 循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、污水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域的条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。 (2) 家畜排せつ物のたい肥化に当たっては、耕種農家から供給されるもみ殻等を利用しながら、適切な処理により品質の向上に努める。	
環境関連法令への適切な対応		<input type="checkbox"/>
4	(1) 循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。 (2) ラップフィルムなどの使用済みプラスチックは、排出量の抑制に努めるとともに、リサイクル処理を促進するため、市町村協議会等が行う組織的回収に当たっては、農業用ビニールや農業用ポリエチレン等の分別を徹底する。	
エネルギーの節減		<input type="checkbox"/>
5	温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。	
新たな知見・情報の収集		<input type="checkbox"/>
6	環境との調和を図るため、作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。	

備考：(1)又は()書きのないものは国が定める規範の内容。(2)は山形県独自の内容として追加したものの。

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】

【事業等の確認欄】	
取り組んでいる事業等の有無をチェックし、「あり」の場合は事業名等を記入する。	
<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 _____

点検日	年	月	日
点検者	印		